

公益財団法人静岡県漁業振興基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県漁業振興基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、沿岸漁業の振興と海洋資源の培養に関する事業を行い、もって静岡県の水産業及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 漁業公害対策や漁業環境の改善等漁業の振興に関する事業
- (2) 栽培漁業の推進に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種類及び管理)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人の設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 評議員会において運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産
- (3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産及び運用財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(基本財産の区分)

第6条 この法人の基本財産は、漁業振興基金、栽培漁業推進基金及び法人運営基金に区分して管理する。

2 漁業振興基金は、第4条第1号に掲げる事業を実施するための基本財産とする。

- 3 栽培漁業推進基金は、第4条第2号に掲げる事業を実施するための基本財産とする。
- 4 法人運営基金は、法人の運営管理のための基本財産とする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員9名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会

の

議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第

3項

に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(議長)

第16条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に、臨時評議員会として開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上12名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事長及び常務理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができるほか、評議員会において別に定める基準の範囲内で退職慰労金を支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 2 理事会は、次のいずれかに該当するとき開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事又は監事から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(設置等)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、静岡県において発行する静岡新聞に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、橋ヶ谷善生とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

新藤康晴、内田 直、荒川邦夫、真野 稔、外山廣文、宮城島昌典、西川徳市、谷澤輝雄、久米 勇、石津敏夫、永谷錬史、望月孝夫、大石雅章、山下久雄、守屋司子、鈴木伸洋、影山佳之、鈴木雄策

附 則

1 この定款は、令和4年5月の定時評議員会の終結後から施行する。

事業 年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A003894
	至	令和8年3月31日	法人名	公益財団法人静岡県漁業振興基金

役員等名簿

1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤
エンドウ	テツヤ	遠藤	哲也	非常勤
オカベ	ムネユキ	岡部	宗由	非常勤
シオザキ	トシミ	塩崎	敏巳	非常勤
サツカワ	カズヨシ	薩川	一義	非常勤
スギヤマ	ヒロミ	杉山	裕巳	非常勤
アツミ	サトシ	渥美	敏	非常勤
ワタナベ	シゲヒコ	渡邊	成彦	非常勤
ハタケヤマ	ヒロアキ	畠山	広明	非常勤
フジタ	ケイイチ	藤田	圭一	非常勤
モリヤ	ノリコ	守屋	司子	非常勤
アキヤマ	ノブヒコ	秋山	信彦	非常勤
コイズミ	コウジ	小泉	康二	非常勤

2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事	外部 理事
ヤブタ	クニユキ	藪田	国之	非常勤	レ	
ヨシノ	アキヒロ	吉野	晃博	非常勤		
オオイシ	タツヤ	大石	達也	非常勤		
キクチ	ケンジ	菊地	賢次	非常勤		
カトウ	キクオ	加藤	紀久夫	非常勤		
タカダ	ヨシタカ	高田	義孝	非常勤		
ハシガヤ	タケオ	橋ヶ谷	長生	非常勤		
アンマ	ヒデオ	安間	英雄	非常勤		
アオキ	カツナガ	青木	一永	常勤		

3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	外部 監事
モリ	ノリヨシ	森	訓由	非常勤	

マツウラ	ミツノリ	松浦	光紀	非常勤	

第2 事業の概要 <令和6年4月1日～令和7年3月31日>

長引く低金利により、基本財産の利息収入は厳しい状況が継続した。

そこで、健全な運営のための収支均衡に努めるとともに、関係機関との連携を密にして、事業を計画どおり実施した。

漁業振興公害対策事業では、県内各地の沿岸漁業の振興を支援するため水産基盤施設の整備等の支援を行った。

栽培漁業推進事業では、種苗放流を行い、指定法人として県が策定した第8次栽培基本計画に基く水産資源の維持増大に努めた。実施に当たっては種苗生産機関、漁業者団体、行政機関等との連携を図り、安定した中間育成と放流尾数の確保を図った。

一方で、新型コロナウイルス感染症による行動規制が緩和されたことから、理事会、評議員会は通常開催で実施した。一方、地域栽培推進協議会は会員の要望により一部をリモート会議で開催した。

財産の運用では、令和元年度に各基金の組換えにより漁業振興基金は10億16百万円、栽培基金は18億6千8百万円となった。令和6年度は、令和2年度に策定した令和3年～令和12年までの計画により運用しつつ、一部をより金利の高い債券へと買い替え、収益の向上を図った。

1 漁業振興公害対策事業

漁業振興基金基本財産運用収入によって、事業費（助成額）8,147 千円で、漁業振興に係る次の事業を実施した。

実施事業一覧

事業名	地域振興事業	広域振興事業
1 漁業振興対策事業 (7,770 千円)	・内浦漁協 製氷施設改修 ・南駿河湾漁協 上架施台の更新 見学者用トイレ改修 電動フォークリフト (7,030 千円)	・重要魚種増殖対策事業 県桜えび組合（300 千円） ・磯焼け対策事業 磯焼け対策協（200 千円） ・漁業開発調査指導事業 県漁連（240 千円）
2 漁業公害対策事業		
3 漁業環境保全 対策事業 (50 千円)		・広域的海岸・海中清掃事業 浜名湖をきれいにする会 (50 千円)
4 教育広報事業 (327 千円)		・漁業者等育成事業 県漁連（177 千円） ・広報事業 県漁連（150 千円）
合計 8,147 千円	7,030 千円	1,117 千円

2 栽培漁業推進事業

栽培漁業を推進するための県の指定法人として、第8次基本計画に基づく「放流効果実証事業」に取り組み、マダイ、ヒラメの中間育成と放流を実施した。事業は栽培漁業振興基金の基本財産運用収入、県補助金、漁業者及び市町の負担金等を財源とした。

マダイ放流事業は、伊豆、中部、榛南の3地域でそれぞれ組織した地域栽培漁業推進協議会により実施した。第8次基本計画で放流目標数が減少したが、中間育成で高騰する飼料代を補うため、種苗費の減少分を中間育成の委託費を増額した。

当期の静岡県温水利用研究センターによるマダイ種苗生産は沼津分場が良質な種苗を供給し、中間育成も高成績となった。

しかし、本所で生産した種苗を使用した榛南では沖出しが遅くなり、高水温により中間育成に影響が生じた。

ヒラメ放流事業は、榛南地域と沼津地域で実施した。榛南地域はマダイと同様に地域栽培漁業推進協議会による、資源増大推進普及事業と地域栽培推進事業を実施した。沼津地域では漁業者・市の負担金を財源の一部にして、沼津市漁業協同組合青壮年部連絡協議会へ委託した。ヒラメの種苗生産は計画どおり480千尾が静岡県温水利用研究センターから供給された。

(1) マダイ放流事業

ア 伊豆地域

静岡県温水利用研究センター沼津分場から計画どおり770千尾の種苗が供給された。当地域では温水利用研究センター沼津分場から良質な種苗が提供され、網代地区で疾病の発生があったものの、放流数は計画の133%の675千尾となった。

また、沼津市久料幼稚仔保育場では、放流後の減耗防止と定着率向上のための給餌と施設管理を行った。集魚状況調査によると、岸寄りの海域で滞留効果が認められた。

イ 中部地域

静岡県温水利用研究センター沼津分場から計画どおりの種苗170千尾が供給された。中間育成も良好で、放流尾数は計画を上回る114千尾になった。

ウ 榛南地域

静岡県温水利用研究センター本所から計 430 千尾が計画どおり供給された。しかし、放流尾数は計画の 53%の 149 千尾にとどまった。生残の悪かった原因として、イケス設置場所の海底に土砂がたまり、水深が浅くなっていることが考えられた。この海域は、イケス網の底から海底までの間隔が小さくため、潮汐の影響による網の変形が大きくなり、飼育魚が網と擦れることで減耗が大きくなるため、対策を検討することにした。

地域別・事業別マダイ中間育成・放流結果一覧

地域別結果

対象海域	伊豆				中部	榛南	合計
中間育成場	網代	田子	内浦	計	小川	地頭方	—
中間育成尾数(千尾)	347	192	231	770	170	430	1,370
沖出し時全長(mm)	29.4	27.7	27.3	—	25.4	0.64,0.73	
放流尾数(千尾) (計画放流数)	330 (228)	177 (127)	168 (152)	675 (507)	114 (112)	149 (281)	938 (900)
放流時尾叉長(mm)	66.9	67.6	80.4	—	57.2	73.7,64.8	
実施時期	7～8 月						—

事業（源増大推進普及事業、地域栽培推進事業）別結果

	対象海域	伊豆				中部	榛南	合計
	中間育成場	網代	田子	内浦	計	小川	地頭方	—
資源増大	中間育成尾数(千尾)	161	83	141	385	—	301	686
	放流尾数(千尾) (計画放流数)	153.3 (105.5)	76.3 (55)	102.7 (93)	332.3 (253.5)	—	104.4 (196.7)	436.7 (450.2)
地域栽培	中間育成尾数(千尾)	186	109	90	385	170	129	684
	放流尾数(千尾) (計画放流数)	176.9 (122.5)	100.4 (72)	65.5 (59)	342.8 (253.5)	114 (112)	44.8 (84.3)	501.6 (449.8)

(2) ヒラメ放流事業

ア 榛南地域

榛南地域では、静岡県温水利用研究センター本所から当初計画どおりヒラメ種苗 420 千尾が供給された。

中間育成も順調に行われ、計画を上回る 282 千尾を放流した。

イ 沼津地域

沼津地域では、静岡県温水利用研究センター本所から当初計画どおりヒラメ種苗 60 千尾を受入れた。中間育成の歩留りは、放流尾数は計画をやや下回る 35 千尾となった。

事業別・地域別ヒラメ中間育成・放流結果一覧

対象海域	榛南			沼津市	合計
事業名	資源増大推進普及事業	地域栽培推進事業	計	—	—
中間育成場	温水センター		—	内浦	—
中間育成尾数(千尾)	220	200	420	60	480
受入れ時全長(mm)			32.3	31.1	—
放流尾数(千尾) (計画放流数)	149 (147)	133 (133)	282 (280)	35 (40)	317 (320)
放流時体長(mm)			62～76	44～64	—
実施時期			5～6月	4～5月	—

第3 財務諸表

〈漁業振興公害対策事業〉

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収入			
基本財産利息収入	7,422,820	7,728,150	△ 305,330
⑥ 雑収入			
受 取 利 息	7,249	369	6,880
経 常 収 益 計	7,430,069	7,728,519	△ 298,450
(2) 経常費用			
① 事業費			
役 員 報 酬	1,609,200	1,609,200	0
給 料 手 当	724,869	712,523	12,346
福 利 厚 生 費	360,775	360,862	△ 87
旅 費 交 通 費	14,176	17,808	△ 3,632
会 議 費	4,800	0	4,800
通 信 運 搬 費	74,220	65,362	8,858
消 耗 備 品 費	3,960	4,413	△ 453
図 書 印 刷 費	58,226	58,226	0
雑 費	10,194	19,326	△ 9,132
助 成 金	8,147,000	7,919,000	228,000
③ 引当金繰入額			
賞与引当金繰入額	31,799	29,440	2,359
経 常 費 用 計	11,039,219	10,796,160	243,059
当 期 経 常 増 減 額	△ 3,609,150	△ 3,067,641	△ 541,509
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
運用債券売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
運用債券売却損	1,714,000	0	1,714,000
経常外費用計	1,714,000	0	1,714,000
当 期 経 常 外 増 減 額	△ 1,714,000	0	△ 1,714,000
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 5,323,150	△ 3,067,641	△ 2,255,509
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	18,072,964	21,140,605	△ 3,067,641
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	12,749,814	18,072,964	△ 5,323,150
II 指定正味財産増減の部			
基本財産評価益	173,089	173,089	0
基本財産有価証券運用売却損益	△ 1,714,000	0	△ 1,714,000
基本財産有価証券評価損益	△ 75,299,789	△ 35,342,889	△ 39,956,900
一般正味財産への振替額	1,540,911	△ 173,089	1,714,000
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	△ 75,299,789	△ 35,342,889	△ 39,956,900
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	938,424,050	973,766,939	△ 35,342,889
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	863,124,261	938,424,050	△ 75,299,789
III 正味財産期末残高	875,874,075	956,497,014	△ 80,622,939

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収入			
基本財産利息収入	26,433,268	26,502,984	△ 69,716
② 補助金収入			
国庫補助金収入	1,200,000	1,200,000	0
県費補助金収入	4,160,000	4,160,000	0
③ 負担金収入			
市町負担金収入	9,507,000	9,507,000	0
漁業者負担金収入	11,091,000	11,091,000	0
漁港漁場協会負担金収入	190,000	190,000	0
④ 寄付金収入			
受取寄付金	300,000	300,000	0
⑤ 協力金収入			
遊漁者協力金収入	367,000	20,000	347,000
⑥ 雑収入			
受 取 利 息	15,135	387	14,748
経 常 収 益 計	53,263,403	52,971,371	292,032
(2) 経常費用			
① 事業費			
役 員 報 酬	2,682,000	2,682,000	0
給 料 手 当	724,869	712,523	12,346
福 利 厚 生 費	481,034	481,146	△ 112
旅 費 交 通 費	293,430	278,218	15,212
会 議 費	46,220	36,640	9,580
通 信 運 搬 費	137,773	122,412	15,361
消 耗 備 品 費	868,270	845,196	23,074
図 書 印 刷 費	194,264	177,516	16,748
諸 会 費	290,000	290,000	0
雑 費	81,594	103,463	△ 21,869
諸 謝 金	388,000	364,000	24,000
委 託 費	18,657,930	18,515,056	142,874
種 苗 購 入 費	24,465,000	24,465,000	0
種 苗 運 搬 費	852,940	676,940	176,000
施 設 整 備 費	4,179,795	0	4,179,795
負 担 金	100,000	100,000	0
③ 引当金繰入額			
賞与引当金繰入額	31,799	29,440	2,359
経 常 費 用 計	54,474,918	49,879,550	4,595,368
当 期 経 常 増 減 額	△ 1,211,515	3,091,821	△ 4,303,336
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
運用債券売却益	841,000	0	841,000
経 常 外 収 益 計	841,000	0	841,000
当 期 経 常 外 増 減 額	841,000	0	841,000
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 370,515	3,091,821	△ 3,462,336
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	35,557,528	32,465,707	3,091,821
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	35,187,013	35,557,528	△ 370,515
II 指定正味財産増減の部			
受 取 寄 付 金	300,000	300,000	0
基本財産評価益	51,779	57,965	△ 6,186
基本財産有価証券運用売却損益	841,000	0	841,000
基本財産有価証券評価損益	△ 127,766,651	△ 37,879,989	△ 89,886,662
一般正味財産への振替額	△ 1,192,779	△ 357,965	△ 834,814
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	△ 127,766,651	△ 37,879,989	△ 89,886,662
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	1,943,408,744	1,981,288,733	△ 37,879,989
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	1,815,642,093	1,943,408,744	△ 127,766,651
III 正味財産期末残高	1,850,829,106	1,978,966,272	△ 128,137,166

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収入			
基本財産利息収入	5,116,454	5,116,439	15
⑥ 雑収入			
受 取 利 息	4,436	127	4,309
⑦ 引当金取崩額			
役員退職慰労金引当金取崩額	0	120,000	△ 120,000
経 常 収 益 計	5,120,890	5,236,566	△ 115,676
(2) 経常費用			
② 管理費			
役 員 報 酬	1,072,800	1,072,800	0
給 料 手 当	966,489	950,031	16,458
福 利 厚 生 費	360,775	387,362	△ 26,587
旅 費 交 通 費	354,746	301,692	53,054
会 議 費	50,609	55,284	△ 4,675
通 信 運 搬 費	398,273	385,223	13,050
消 耗 備 品 費	4,510	10,629	△ 6,119
図 書 印 刷 費	58,226	58,226	0
諸 会 費	246,000	181,000	65,000
水 道 光 熱 費	331,284	331,284	0
賃 借 料	856,680	856,680	0
雑 費	152,574	214,776	△ 62,202
役員退職慰労金	0	130,000	△ 130,000
③ 引当金繰入額			
賞与引当金繰入額	42,399	39,254	3,145
役員退職慰労金引当金繰入額	160,000	140,000	20,000
経 常 費 用 計	5,055,365	5,114,241	△ 58,876
当期一般正味財産増減額	65,525	122,325	△ 56,800
一般正味財産期首残高	5,633,037	5,510,712	122,325
一般正味財産期末残高	5,698,562	5,633,037	65,525
II 指定正味財産増減の部			
基本財産評価益	2,439	2,439	0
基本財産有価証券運用売却損益	0	0	0
基本財産有価証券評価損益	△ 28,032,439	△ 8,472,439	△ 19,560,000
一般正味財産への振替額	△ 2,439	△ 2,439	0
当期指定正味財産増減額	△ 28,032,439	△ 8,472,439	△ 19,560,000
指定正味財産期首残高	413,342,358	421,814,797	△ 8,472,439
指定正味財産期末残高	385,309,919	413,342,358	△ 28,032,439
III 正味財産期末残高	391,008,481	418,975,395	△ 27,966,914

正味財産増減計算書内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(単位:円)

科 目	公益法人目的事業会計			収益 事業等 会計	法人会計	内部 取引 消去	合 計
	漁業振興公害対策事業	栽培漁業推進事業	小 計				
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
① 基本財産運用収入							
基本財産利息収入	7,422,820	26,433,268	33,856,088		5,116,454		38,972,542
運用債券売却収入	0	0	0		0		0
② 補助金収入							
国庫補助金収入	0	1,200,000	1,200,000		0		1,200,000
県費補助金収入	0	4,160,000	4,160,000		0		4,160,000
③ 負担金収入							
市町負担金収入	0	9,507,000	9,507,000		0		9,507,000
漁業者負担金収入	0	11,091,000	11,091,000		0		11,091,000
漁港漁場協会負担金収入	0	190,000	190,000		0		190,000
④ 寄付金収入							
受取寄付金	0	300,000	300,000		0		300,000
⑤ 協力金収入							
遊漁者協力金収入	0	367,000	367,000		0		367,000
⑥ 雑収入							
受 取 利 息	7,249	15,135	22,384		4,436		26,820
⑦ 引当金取崩額							
役員退職慰労金引当金取崩額	0	0	0		0		0
経 常 収 益 計	7,430,069	53,263,403	60,693,472		5,120,890		65,814,362
(2) 経常費用							
① 事業費							
役 員 報 酬	1,609,200	2,682,000	4,291,200				4,291,200
給 料 手 当	724,869	724,869	1,449,738				1,449,738
福 利 厚 生 費	360,775	481,034	841,809				841,809
旅 費 交 通 費	14,176	293,430	307,606				307,606
会 議 費	4,800	46,220	51,020				51,020
通 信 運 搬 費	74,220	137,773	211,993				211,993
消 耗 備 品 費	3,960	868,270	872,230				872,230
図 書 印 刷 費	58,226	194,264	252,490				252,490
諸 会 費	0	290,000	290,000				290,000
水 道 光 熱 費	0	0	0				0
賃 借 料	0	0	0				0
雑 費	10,194	81,594	91,788				91,788
助 成 金	8,147,000	0	8,147,000				8,147,000
諸 謝 金	0	388,000	388,000				388,000
委 託 費	0	18,657,930	18,657,930				18,657,930
種 苗 購 入 費	0	24,465,000	24,465,000				24,465,000
種 苗 運 搬 費	0	852,940	852,940				852,940
施 設 整 備 費	0	4,179,795	4,179,795				4,179,795
漁 場 整 備 費	0	0	0				0
負 担 金	0	100,000	100,000				100,000
事 業 費 計	11,007,420	54,443,119	65,450,539				65,450,539

(単位:円)

科 目	公益法人目的事業会計			収益 事業等 会計	法人会計	内部 取引 消去	合 計
	漁業振興公害対策事業	栽培漁業推進事業	小 計				
②管理費							
役 員 報 酬					1,072,800		1,072,800
給 料 手 当					966,489		966,489
福 利 厚 生 費					360,775		360,775
旅 費 交 通 費					354,746		354,746
会 議 費					50,609		50,609
通 信 運 搬 費					398,273		398,273
消 耗 備 品 費					4,510		4,510
図 書 印 刷 費					58,226		58,226
諸 会 費					246,000		246,000
水 道 光 熱 費					331,284		331,284
賃 借 料					856,680		856,680
雑 費					152,574		152,574
役員退職慰労金					0		0
管 理 費 計					4,852,966		4,852,966
③引当金繰入額							
賞与引当金繰入額	31,799	31,799	63,598		42,399		105,997
役員退職慰労金引当金繰入額	0	0	0		160,000		160,000
引 当 金 計	31,799	31,799	63,598		202,399		265,997
経 常 費 用 計	11,039,219	54,474,918	65,514,137		5,055,365		70,569,502
当期経常増減額	△ 3,609,150	△ 1,211,515	△ 4,820,665		65,525		△ 4,755,140
2. 経常外増減の部							
(1)経常外収益							
運用債券売却益	0	841,000	841,000		0		841,000
経 常 外 収 益 計	0	841,000	841,000		0		841,000
(2)経常外費用							
運用債券売却損	1,714,000	0	1,714,000		0		1,714,000
経 常 外 費 用 計	1,714,000	0	1,714,000		0		1,714,000
当期経常外増減額	△ 1,714,000	841,000	△ 873,000		0		△ 873,000
当期一般正味財産増減額	△ 5,323,150	△ 370,515	△ 5,693,665		65,525		△ 5,628,140
一般正味財産期首残高	18,072,964	35,557,528	53,630,492		5,633,037		59,263,529
一般正味財産期末残高	12,749,814	35,187,013	47,936,827		5,698,562		53,635,389
Ⅱ 指定正味財産増減の部							
受 取 寄 付 金	0	300,000	300,000		0		300,000
基本財産評価益	173,089	51,779	224,868		2,439		227,307
基本財産有価証券運用売却損益	△ 1,714,000	841,000	△ 873,000		0		△ 873,000
基本財産有価証券評価損益	△ 75,299,789	△ 127,766,651	△ 203,066,440		△ 28,032,439		△ 231,098,879
一般正味財産への振替額	1,540,911	△ 1,192,779	348,132		△ 2,439		345,693
当期指定正味財産増減額	△ 75,299,789	△ 127,766,651	△ 203,066,440		△ 28,032,439		△ 231,098,879
指定正味財産期首残高	938,424,050	1,943,408,744	2,881,832,794		413,342,358		3,295,175,152
指定正味財産期末残高	863,124,261	1,815,642,093	2,678,766,354		385,309,919		3,064,076,273
Ⅲ 正味財産期末残高	875,874,075	1,850,829,106	2,726,703,181		391,008,481		3,117,711,662

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	6,388,359	9,777,887	△ 3,389,528
定期預金	5,000,000	11,000,000	△ 6,000,000
未収収益	1,255,524	1,148,855	106,669
前払金	209,934	0	209,934
流動資産合計	12,853,817	21,926,742	△ 9,072,925
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産運用預金	3,196,861	3,369,950	△ 173,089
基本財産有価証券	859,927,400	935,054,100	△ 75,126,700
基本財産合計	863,124,261	938,424,050	△ 75,299,789
固定資産合計	863,124,261	938,424,050	△ 75,299,789
資産合計	875,978,078	960,350,792	△ 84,372,714
II 負債の部			
1. 流動負債			
源泉所得税預り金	12,373	13,216	△ 843
社会保険料預り金	0	26,435	△ 26,435
未払金	0	3,700,000	△ 3,700,000
未払費用	59,831	84,687	△ 24,856
賞与引当金	31,799	29,440	2,359
流動負債合計	104,003	3,853,778	△ 3,749,775
負債合計	104,003	3,853,778	△ 3,749,775
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	863,124,261	938,424,050	△ 75,299,789
(うち基本財産への充当額)	(863,124,261)	(938,424,050)	(△75,299,789)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	12,749,814	18,072,964	△ 5,323,150
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	875,874,075	956,497,014	△ 80,622,939
負債および正味財産合計	875,978,078	960,350,792	△ 84,372,714

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	14,130,096	11,690,910	2,439,186
定期預金	15,000,000	15,000,000	0
未 収 金	4,160,000	4,160,000	0
未収収益	5,244,657	4,892,702	351,955
前払金	575,441	0	575,441
流動資産合計	39,110,194	35,743,612	3,366,582
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産運用預金	1,025,403	1,083,368	△ 57,965
基本財産有価証券	1,814,675,504	1,942,025,376	△ 127,349,872
基本財産合計	1,815,700,907	1,943,108,744	△ 127,407,837
(2) 特定資産			
マダイ放流事業協力金預金	300,000	300,000	0
特定資産合計	300,000	300,000	0
固定資産合計	1,816,000,907	1,943,408,744	△ 127,407,837
資産合計	1,855,111,101	1,979,152,356	△ 124,041,255
II 負債の部			
1. 流動負債			
源泉所得税預り金	16,498	17,622	△ 1,124
社会保険料預り金	0	35,246	△ 35,246
未払金	4,163,733	0	4,163,733
未払費用	69,965	103,776	△ 33,811
賞与引当金	31,799	29,440	2,359
流動負債合計	4,281,995	186,084	4,095,911
負債合計	4,281,995	186,084	4,095,911
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	1,815,642,093	1,943,408,744	△ 127,766,651
(うち基本財産への充当額)	(1,815,342,093)	(1,943,108,744)	(△127,407,837)
(うち特定資産への充当額)	(300,000)	(300,000)	(0)
2. 一般正味財産	35,187,013	35,557,528	△ 370,515
(うち基本財産への充当額)	(358,814)	(0)	(358,814)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	1,850,829,106	1,978,966,272	△ 128,137,166
負債および正味財産合計	1,855,111,101	1,979,152,356	△ 124,041,255

貸 借 対 照 表
令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	2,682,674	2,667,230	15,444
定期預金	2,000,000	2,000,000	0
未収収益	990,155	990,155	0
前払費用	153,997	153,997	0
流動資産合計	5,826,826	5,811,382	15,444
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産運用預金	19,919	22,358	△ 2,439
基本財産有価証券	385,290,000	413,320,000	△ 28,030,000
基本財産合計	385,309,919	413,342,358	△ 28,032,439
(2) 特定資産			
役員退職慰労金引当預金	1,330,000	1,170,000	160,000
特定資産合計	1,330,000	1,170,000	160,000
固定資産合計	386,639,919	414,512,358	△ 27,872,439
資産合計	392,466,745	420,323,740	△ 27,856,995
II 負債の部			
1. 流動負債			
源泉所得税預り金	12,373	13,216	△ 843
社会保険料預り金	0	26,435	△ 26,435
未払金	0	2,475	△ 2,475
未払費用	73,492	96,965	△ 23,473
賞与引当金	42,399	39,254	3,145
流動負債合計	128,264	178,345	△ 50,081
2. 固定負債			
役員退職慰労金引当金	1,330,000	1,170,000	160,000
固定負債合計	1,330,000	1,170,000	160,000
負債合計	1,458,264	1,348,345	109,919
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	385,309,919	413,342,358	△ 28,032,439
(うち基本財産への充当額)	(385,309,919)	(413,342,358)	(△8,472,439)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	5,698,562	5,633,037	65,525
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	391,008,481	418,975,395	△ 27,966,914
負債および正味財産合計	392,466,745	420,323,740	△ 27,856,995

貸借対照表内訳表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	公益法人目的事業会計		法人会計	合 計
	漁業振興公害対策事業	栽培漁業推進事業		
I 資産の部				
1. 流動資産				
普 通 預 金	6,388,359	14,130,096	2,682,674	23,201,129
定 期 預 金	5,000,000	15,000,000	2,000,000	22,000,000
未 収 金	0	4,160,000	0	4,160,000
未 収 収 益	1,255,524	5,244,657	990,155	7,490,336
前 払 金	209,934	575,441	0	785,375
前 払 費 用	0	0	153,997	153,997
流動資産合計	12,853,817	39,110,194	5,826,826	57,790,837
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産運用預金	3,196,861	1,025,403	19,919	4,242,183
基本財産有価証券	859,927,400	1,814,675,504	385,290,000	3,059,892,904
基本財産合計	863,124,261	1,815,700,907	385,309,919	3,064,135,087
(2) 特定資産				
マダイ放流事業協力金預金	0	300,000	0	300,000
役員退職慰労金引当預金	0	0	1,330,000	1,330,000
特定資産合計	0	300,000	1,330,000	1,630,000
固定資産合計	863,124,261	1,816,000,907	386,639,919	3,065,765,087
資産合計	875,978,078	1,855,111,101	392,466,745	3,123,555,924
II 負債の部				
1. 流動負債				
源泉所得税預り金	12,373	16,498	12,373	41,244
社会保険料預り金	0	0	0	0
未 払 金	0	4,163,733	0	4,163,733
未 払 費 用	59,831	69,965	73,492	203,288
賞与引当金	31,799	31,799	42,399	105,997
流動負債合計	104,003	4,281,995	128,264	4,514,262
2. 固定負債				
役員退職慰労金引当金	0	0	1,330,000	1,330,000
固定負債合計	0	0	1,330,000	1,330,000
負債合計	104,003	4,281,995	1,458,264	5,844,262
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産	863,124,261	1,815,642,093	385,309,919	3,064,076,273
(うち基本財産への充当額)	(863,124,261)	(1,815,342,093)	(385,309,919)	(3,063,776,273)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(300,000)	(0)	(300,000)
2. 一般正味財産	12,749,814	35,187,013	5,698,562	53,635,389
(うち基本財産への充当額)	(0)	(358,814)	(0)	(358,814)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	875,874,075	1,850,829,106	391,008,481	3,117,711,662
負債および正味財産合計	875,978,078	1,855,111,101	392,466,745	3,123,555,924

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券
時価のあるもの……期末日の市場価額等に基づく時価法によっている。

(2) 引当金の計上基準

賞 与 引 当 金 ……職員に支給する賞与に充てるため、支給見込額の
うち当期に帰属する金額を計上している。

役員退職慰労金引当金 ……役員退職慰労金に相当する金額を期間按分して
計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。 (単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基本財産)				
基 本 財 産 運 用 預 金	4, 475, 676	304, 242, 183	304, 475, 676	4, 242, 183
基 本 財 産 有 価 証 券	3, 290, 399, 476	378, 174, 443	608, 681, 015	3, 059, 892, 904
小 計	3, 294, 875, 152	682, 416, 626	913, 156, 691	3, 064, 135, 087
(特定資産)				
マダイ放流事業協力金預金	300, 000	300, 000	300, 000	300, 000
役員退職慰労金引当預金	1, 170, 000	1, 330, 000	1, 170, 000	1, 330, 000
小 計	1, 470, 000	1, 630, 000	1, 470, 000	1, 630, 000
合 計	3, 296, 345, 152	684, 046, 626	914, 626, 691	3, 065, 765, 087

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。 (単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対 応する額)
(基本財産)				
基 本 財 産 運 用 預 金	4, 242, 183	4, 242, 183	—	—
基 本 財 産 有 価 証 券	3, 059, 892, 904	3, 059, 534, 090	358, 814	—
小 計	3, 064, 135, 087	3, 063, 776, 273	358, 814	0
(特定資産)				
マダイ放流事業協力金預金	300, 000	300, 000	—	—
役員退職慰労金引当預金	1, 330, 000	—	—	1, 330, 000
小 計	1, 630, 000	300, 000	0	1, 330, 000
合 計	3, 065, 765, 087	3, 064, 076, 273	358, 814	1, 330, 000

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表 の記載区分
国庫補助金	(公社) 全国 豊かな海づくり 推進協会	0	1, 200, 000	1, 200, 000	0	—
県費補助金	静岡県	0	4, 160, 000	4, 160, 000	0	—
合 計		0	5, 360, 000	5, 360, 000	0	

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 訳	金 額
経常収益への振替額	
基本財産利息収入	227, 307
受取寄付金	300, 000
経常外収益への振替額	
運用債券売却益	841, 000
運用債券売却損	△ 1, 714, 000
合 計	△ 345, 693

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

注記の3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳に記載

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	98,134	105,997	98,134	0	105,997
役員退職慰労金 引当金	1,170,000	160,000	0	0	1,330,000
合 計	1,268,134	265,997	98,134	0	1,435,997

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	場 所	使用目的等	金額
(流動資産)	預 金	普通預金 東日本信漁連 静岡	21,762,366
		普通預金 静岡銀行 県庁支店	1,438,763
		定期預金 東日本信漁連 静岡	22,000,000
	未収金	公益目的事業の 栽培漁業推進事業業務	4,160,000
	未収収益	公益目的事業及び 管理目的の利息収入	7,490,336
	前払金	公益目的事業保有債券購入時 経過利息	785,375
	前払費用	公益目的事業及び 管理目的の業務に使用した費用	153,997
流動資産合計			57,790,837
(固定資産)	基本財産運用預金	定期預金 東日本信漁連 静岡	3,196,861
		定期預金 東日本信漁連 静岡	1,025,403
		定期預金 東日本信漁連 静岡	19,919
	基本財産有価証券 (その他有価証券)	国・地方債 4銘柄	185,664,200
		機構債 6銘柄	478,943,200
		電力債 2銘柄	195,320,000
		国・地方債 18銘柄	1,618,725,504
		機構債 1銘柄	101,030,000
		電力債 1銘柄	94,920,000
		国・地方債 3銘柄	291,000,000
		機構債 1銘柄	94,290,000
	マダイ放流事業協力金預金	定期預金 東日本信漁連 静岡	300,000
	役員退職慰労金引当預金	定期預金 東日本信漁連 静岡	1,330,000
固定資産合計			3,065,765,087
資 産 合 計			3,123,555,924

(単位:円)

科 目		場 所	使用目的等	金 額
(流動負債)	源泉所得税預り金		役職員の報酬・給料に対する源泉所得税	41,244
	未払金		公益目的事業の栽培漁業推進事業の業務に使用する費用	4,163,733
	未払費用		公益目的事業及び管理目的の業務に使用する費用	203,288
	賞与引当金		職員1名に対する賞与引当金	105,997
流動負債合計				4,514,262
(固定負債)	役員退職慰労金引当金		理事7名・監事1名に対する退職慰労金	1,330,000
固定負債合計				1,330,000
負 債 合 計				5,844,262
正 味 財 産				3,117,711,662

令和 7 年 度
(第16年度・通算48年度)

事業計画書

〔 自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日 〕

公益財団法人 静岡県漁業振興基金

第1 令和7年度事業計画

1 事業方針

令和元年に、長期資産運用計画の策定、漁業振興基金と栽培基金の配分比の変更、漁業振興公害対策事業（助成事業）の予算変更を行い、事業が長期にわたり継続できるようにした。現在、大きな状況変化がないため本年度も昨年度と同規模の事業を行う。

漁業振興公害対策事業（助成事業）

現時点で、状況の大きな変化はないことから、本年度は昨年度と同額予算とする。
（漁協への補助を行う地域振興事業で7,000千円）

栽培漁業推進事業（放流事業）

これまで、中間育成に使用する餌代が高騰して大きな問題となっていた。しかし、令和5年度から始まった第8次栽培基本計画では放流目標は10～15%程度削減されたため、購入する種苗費を削減し、委託の増額を行い、事業が継続できた。

一方、中国の景気後退から、餌の原料となる魚粉の価格が下落傾向にあることから、本年度は飼料代が落ち着く見通しである。

しかし、資材の値上げは続いており、特に中間育成に使うイケスは作製する業者が県内に1つしかなく、今後は新しく発注する際には多額の費用が懸念される。

財産運用

所有する債券で満期が集中する2033年～2035年償還のものは、本年度も逐次、買い替えを行い、満期日を分散させることにより、リスク低減を図る。

2 事業計画

1 漁業振興公害対策事業（補助事業）

(1) 広域振興事業

広域振興事業は、重要魚種増殖対策、磯焼け対策、漁業開発調査指導事業、漁業者等育成事業等について、令和6年度と同程度の補助をする。また、災害対策、突発的な事案についても予算範囲内で対応する。

(2) 地域振興事業

地域振興事業は、これまでと同様に、漁業振興対策、公害対策、漁業環境保全対策に関する事業を対象とし年度明け早々に募集を各漁協に通知する。採択は外部委員を含めた審査委員会で判断する。事業予算は、令和6年度と同額の700万円とする。

事業メニュー

区 分	地 域 振 興 事 業	広 域 振 興 事 業
① 漁業振興対策	種苗放流 漁業施設整備 漁港関連整備	漁業資源調査 重要魚種増殖対策 磯焼け対策
② 漁業公害対策	漁場監視対策 公害対策関連	公害対策等
③ 漁業環境保全対策	漁業被害防除対策 漁場等清掃	広域的海岸清掃等 地先漁場保全対策
④ 教育広報		漁業者等育成 広報

令和7年度の広域振興事業

事業種目	内容	実施主体
漁業振興対策	サクラエビ産卵量調査	桜えび組合
漁業振興対策	磯焼け対策	榛南磯焼け対策協議会
教育広報	広報誌刊行	漁連
漁業環境保全対策	浜名湖清掃活動	浜名湖をきれいにする会
漁業開発調査事業	水揚げ調査、資源管理	漁連
教育広報	青壮年部、女性部の活動補助	漁連

2 栽培漁業推進事業（放流事業）

指定法人が行なう放流効果実証事業として、マダイ放流事業及びヒラメ放流事業を実施し、漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともにその成果を普及する。

(1) マダイ放流事業

令和5年度から始まった県の第8次静岡県栽培漁業基本計画※に従い、7年度も同内容で実施する。

マダイ放流事業では、伊豆・中部・榛南の3海域において合計1,370千尾の種苗を中間育成し、900千尾を放流することを目標とする。

放流対象海域	相模灘	駿河湾東部	駿河湾奥部	駿河湾西部
放流場所	伊豆東海岸 地先	伊豆西海岸 地先	中央部海岸 地先	榛南海岸 地先
放流尾数(年間)	228千尾	279千尾	112千尾	281千尾
放流時期	7～9月	7～9月	7～9月	7～9月
放流サイズ	尾叉長 60 mm	尾叉長 60 mm	尾叉長 60 mm	尾叉長 60 mm

※第8次静岡県栽培漁業基本計画 令和5～8年度※

令和7年度 マダイ地域別 中間育成・放流計画（千尾）

対象海域	伊豆				中部	榛南	合計
中間育成場	網代	田子	内浦	計	小川	地頭方	—
中間育成尾数	347	192	231	770	170	430	1,370
放流尾数	228	127	152	507	112	281	900

(2) ヒラメ放流事業

第8次静岡県栽培漁業基本計画の放流目標は280千尾となった。

7年度も、地元の意向により榛南・沼津の2海域において合計480千尾の種苗を中間育成し、320千尾を放流することを目標とする。

第8次静岡県栽培漁業基本計画 令和5～8年度

放流対象海域	駿河湾東部	駿河湾西部
放流場所	内浦湾・戸田湾内	榛南海岸地先
放流尾数(年間)	35千尾	245千尾
放流時期	5～8月	5～8月
放流サイズ	全長60mm	全長60mm

令和7年度 ヒラメ地域別中間育成・放流計画

対象海域	榛南			沼津市	合計
事業名	資源増大推進 普及事業	地域栽培推進 事業	計	—	—
中間育成場	温水センター		—	内浦	—
中間育成尾数(千尾)	220	200	420	60	480
放流尾数(千尾)	147	133	280	40	320
放流時体長(mm)	60	60	—	60	
実施時期	4～6月		—	4～5月	—

3 法人運営事業

漁業振興公害対策事業及び栽培漁業推進事業を実施するために必要な法人の運営管理を行う。理事会を原則として5月に1回、12月～2月に2回の計3回、評議員会を原則として5月に開催する。また、必要がある場合は臨時に理事会・評議員会を開催する。

第2 令和7年度 収支予算書総括表

令和7年4月1日から令和8年3月31日 公益財団法人静岡県漁業振興基金 (単位:円)

科 目	公益法人目的事業会計			収益 事業 等会計	法人会計	内部 取引 消去	合 計
	漁業振興公害対策事業	栽培漁業推進事業	小 計				
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
① 基本財産運用収入							
基本財産利息収入	9,472,000	27,545,000	37,017,000		5,116,000		42,133,000
② 補助金収入							
県費補助金収入	0	4,160,000	4,160,000		0		4,160,000
③ 負担金収入							
市町村負担金収入	0	9,507,000	9,507,000		0		9,507,000
漁業者負担金収入	0	12,091,000	12,091,000		0		12,091,000
漁港漁場協会負担金収入	0	190,000	190,000		0		190,000
④ 寄付金収入							
受取寄付金	0	300,000	300,000		0		300,000
⑤ 協力金収入							
遊漁者協力金収入	0	396,000	396,000		0		396,000
⑥ 雑収入							
受 取 利 息	18,000	31,000	49,000		14,000		63,000
⑦ 引当金取崩額							
役員退職慰労金引当金取崩額	0	0	0		0		0
経常収益計	9,490,000	54,220,000	63,710,000		5,130,000		68,840,000
(2) 経常費用							
① 事業費							
役 員 報 酬	1,609,200	2,682,000	4,291,200				4,291,200
給 料 手 当	813,000	813,000	1,626,000				1,626,000
福 利 厚 生 費	384,000	512,000	896,000				896,000
旅 費 交 通 費	24,400	722,200	746,600				746,600
会 議 費	10,000	271,000	281,000				281,000
通 信 運 搬 費	78,000	152,000	230,000				230,000
消 耗 備 品 費	22,800	1,086,400	1,109,200				1,109,200
図 書 印 刷 費	61,500	445,000	506,500				506,500
諸 会 費	0	300,000	300,000				300,000
水 道 光 熱 費	0	0	0				0
賃 借 料	0	0	0				0
雑 費	17,100	228,800	245,900				245,900
助 成 金	8,810,000	0	8,810,000				8,810,000
諸 謝 金	0	580,000	580,000				580,000
委 託 費	0	19,022,000	19,022,000				19,022,000
種 苗 購 入 費	0	24,465,000	24,465,000				24,465,000
種 苗 運 搬 費	0	953,000	953,000				953,000
施 設 整 備 費	0	4,000,000	4,000,000				4,000,000
負 担 金	0	100,000	100,000				100,000
事業費計	11,830,000	56,332,400	68,162,400				68,162,400

科 目	公益法人目的事業会計			収益事業 等会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
	漁業振興公害対策事業	栽培漁業推進事業	小 計				
②管理費							
役 員 報 酬					1,072,800		1,072,800
給 料 手 当					1,084,000		1,084,000
福 利 厚 生 費					384,000		384,000
旅 費 交 通 費					421,400		421,400
会 議 費					95,000		95,000
通 信 運 搬 費					392,000		392,000
消 耗 備 品 費					22,800		22,800
図 書 印 刷 費					61,500		61,500
諸 会 費					246,000		246,000
水 道 光 熱 費					331,000		331,000
賃 借 料					857,000		857,000
雑 費					197,100		197,100
役員退職慰労金					0		0
管 理 費 計					5,164,600		5,164,600
③引当金繰入額							
賞与引当金繰入額	33,000	33,000	66,000		44,000		110,000
役員退職慰労金引当金繰入額	0	0	0		160,000		160,000
引 当 金 計	33,000	33,000	66,000		204,000		270,000
經常費用計	11,863,000	56,365,400	68,228,400		5,368,600		73,597,000
当期經常増減額	△ 2,373,000	△ 2,145,400	△ 4,518,400		△ 238,600		△ 4,757,000
当期一般正味財産増減額	△ 2,373,000	△ 2,145,400	△ 4,518,400		△ 238,600		△ 4,757,000
一般正味財産期首残高	11,412,964	32,829,128	44,242,092		5,346,437		49,588,529
一般正味財産期末残高	9,039,964	30,683,728	39,723,692		5,107,837		44,831,529
Ⅱ 指定正味財産増減の部							
指定正味財産期首残高	938,424,050	1,943,708,744	2,882,132,794		413,342,358		3,295,475,152
指定正味財産期末残高	938,424,050	1,943,708,744	2,882,132,794		413,342,358		3,295,475,152
Ⅲ 正味財産期末残高	947,464,014	1,974,392,472	2,921,856,486		418,450,195		3,340,306,681